

第八十三号議案

江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年十月江戸川区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号口中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第五条及び第七条中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改める。

第八条中「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に改め、同条第二号中「二十六万二千五百三十円と二十七円五十銭」を「二十七万六千五百五十円と二十八円三十五銭」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙（以下「選挙」という。）につい

て適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(説明)

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)の改正を踏まえ、江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げる必要があるので、本案を提出いたします。